

令和 8 年

第 1 回 由 利 本 莊 市 議 会
定 例 会 (3 月) 提 出 議 案

令和 8 年 2 月 16 日

秋 田 県 由 利 本 莊 市

令和8年第1回由利本荘市議会定例会（3月）提出議案一覧表		ページ
議案第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
議案第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
議案第 5号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
議案第 6号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	4
議案第 7号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
議案第 8号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
議案第 9号	由利本荘市看護師等確保修学資金貸付条例の制定について	7
議案第 10号	由利本荘市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	11
議案第 11号	由利本荘市老人福祉施設財政調整基金条例の制定について	23
議案第 12号	由利本荘市組織条例の一部を改正する条例案	26
議案第 13号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	27
議案第 14号	由利本荘市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	29
議案第 15号	由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	41
議案第 16号	由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例案	42
議案第 17号	由利本荘市医師確保奨学資金基金条例の一部を改正する条例案	43
議案第 18号	由利本荘市保健センター条例の一部を改正する条例案	44
議案第 19号	由利本荘市本荘福祉センター条例の一部を改正する条例案	45
議案第 20号	由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	46
議案第 21号	由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案	48
議案第 22号	由利本荘市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案	49

議案第 23号	由利本荘市農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例案	50
議案第 24号	由利本荘市農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例案	51
議案第 25号	由利本荘市南由利高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例案	53
議案第 26号	由利本荘市ふるさと資源活用センター条例の一部を改正する条例案	55
議案第 27号	由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例案	56
議案第 28号	由利本荘市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例案	57
議案第 29号	由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	58
議案第 30号	由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案	62
議案第 31号	由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案	65
議案第 32号	由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例案	66
議案第 33号	由利本荘市市民交流学習センター条例の一部を改正する条例案	67
議案第 34号	由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	68
議案第 35号	由利本荘市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例案	69
議案第 36号	由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案	72
議案第 37号	由利本荘市農業者等健康増進施設条例を廃止する条例案	74
議案第 38号	由利本荘市間伐材利用施設条例を廃止する条例案	75
議案第 39号	由利本荘市創作いきがいセンター条例を廃止する条例案	76
議案第 40号	由利本荘市総合計画ゆりほん未来プラン基本構想及び基本計画の策定について	77
議案第 41号	由利本荘市定住自立圏形成方針の変更について	78
議案第 42号	本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について	86
議案第 43号	由利本荘市過疎地域持続的発展計画の策定について	91

議案第 44号	第5次由利本荘市行政改革大綱の策定について	92
議案第 45号	財産の無償譲渡について	93
議案第 46号	財産の無償譲渡について	94
議案第 47号	財産の無償譲渡について	95
議案第 48号	由利本荘市道路線の廃止について	96
議案第 49号	令和8年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて	99
議案第 50号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第21号）	別冊
議案第 51号	令和7年度由利本荘市一般会計補正予算（第22号）	別冊
議案第 52号	令和7年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 53号	令和7年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 54号	令和7年度由利本荘市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 55号	令和7年度由利本荘市診療所運営特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第 56号	令和7年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 57号	令和7年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 58号	令和7年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 59号	令和7年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 60号	令和7年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 61号	令和7年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第6号）	別冊
議案第 62号	令和7年度由利本荘市下水道事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 63号	令和7年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 64号	令和8年度由利本荘市一般会計予算	別冊

議案第 65号	令和8年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算	別 冊
議案第 66号	令和8年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計予算	別 冊
議案第 67号	令和8年度由利本荘市介護保険特別会計予算	別 冊
議案第 68号	令和8年度由利本荘市診療所運営特別会計予算	別 冊
議案第 69号	令和8年度由利本荘市情報センター特別会計予算	別 冊
議案第 70号	令和8年度由利本荘市奨学資金特別会計予算	別 冊
議案第 71号	令和8年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算	別 冊
議案第 72号	令和8年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算	別 冊
議案第 73号	令和8年度由利本荘市小友財産区特別会計予算	別 冊
議案第 74号	令和8年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算	別 冊
議案第 75号	令和8年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算	別 冊
議案第 76号	令和8年度由利本荘市水道事業会計予算	別 冊
議案第 77号	令和8年度由利本荘市下水道事業会計予算	別 冊
議案第 78号	令和8年度由利本荘市ガス事業会計予算	別 冊

議案第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 小野 長清

年 月 日生

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第4号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 松 永 美 貴 子

年 月 日 生

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第5号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 宮 本 康 博

年 月 日 生

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 智 佳

年 月 日 生

令和 8 年 2 月 16 日 提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第7号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 吉 尾 聖 子

年 月 日 生

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第8号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 佐 藤 博 敦

年 月 日 生

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

人権擁護委員の候補者の推薦にあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第9号

由利本荘市看護師等確保修学資金貸付条例の制定について

別紙のとおり由利本荘市看護師等確保修学資金貸付条例を制定するものとする。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市の医療機関等に従事する看護師等の確保を図り、地域医療の充実に資するため、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市看護師等確保修学資金貸付条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、市内の医療機関等（以下「医療機関等」という。）において将来看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）としてその業務に従事しようとする者に対し、修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、医療機関等に従事する看護師等の確保を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 貸付対象者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条又は第22条に規定する大学、学校又は看護師等養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来医療機関等において看護師等としてその業務に従事しようとする者とする。

（貸付額）

第3条 修学資金の貸付額は、次に定める額を予算の範囲内において貸し付けるものとする。

修学資金 月額5万円

（申請）

第4条 申請者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（連帯保証人）

第5条 申請者は、規則で定めるところにより連帯保証人2人を立てなければならない。

（貸付方法）

第6条 修学資金の貸付期間は、貸付けの決定の日の属する月から大学、学校又は養成施設を卒業する日の属する月までの間（正規の修学期間に限る。）で貸付けを受けた者（以下「修学資金の貸与を受けた者」という。）が希望する月までとする。ただし、貸付けを決定した年度にあっては、当該年度の9月末日までに申請した者に対しては、当該年度の4月分から貸付けできるものとする。

2 前項の貸付期間は、大学、学校又は養成施設における最短修学年限とする。

（貸付けの取消し）

第7条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。

- (1) 大学、学校又は養成施設を退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。

- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(貸付けの休止)

第8条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けされた修学資金があるときは、当該修学資金の貸与を受けた者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けされたものとみなす。

(返還債務の免除)

第9条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還及びその利息の支払いに係る債務（以下「返還債務」という。）を当該各号に定める返還債務の範囲内において免除することができる。

- (1) 大学、学校又は養成施設を卒業した日から1年6ヵ月以内に看護師等の免許を取得し、直ちに医療機関等において、看護師等として5年間その業務に従事したとき　返還債務の全部
- (2) 前号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき　返還債務の全部
- (3) 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったとき　返還債務の一部
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき　返還債務の全部又は一部

(修学資金の返還)

第10条 修学資金の貸与を受けた者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由を生じた日の属する月の翌月から起算して1ヵ月以内（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間に1ヵ月を合算した期間内）に、一括して返還債務を返還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、

又は分割して返還することができる。

- (1) 第7条の規定により修学資金の貸付けを取り消されたとき。
- (2) 前条第3号及び第4号に規定する事由が生じたとき。
- (3) 前各号に定める場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の履行猶予)

第11条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の範囲内で、返還債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第7条第4号の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学、学校又は養成施設に在学しているとき その在学している期間
- (2) 大学、学校又は養成施設を卒業した日から1年6ヶ月以内に看護師等の免許を取得し、直ちに指定医療機関等において看護師等としてその業務に従事しているとき その業務に従事している期間
- (3) 当該大学、学校又は養成施設を卒業後、更に他の大学、学校又は養成施設に在学しているとき その在学している期間
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき その事由が継続する期間

(延滞利息)

第12条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、規則で定めるところにより、延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

由利本荘市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
別紙のとおり由利本荘市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を
制定するものとする。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同
法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定め
るため、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条・第34条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市区町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支

援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供了日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要

であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内

容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によつて乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援

給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通

園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（2） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（1） 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあ

るのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 11 号

由利本荘市老人福祉施設財政調整基金条例について

別紙の由利本荘市老人福祉施設財政調整基金条例を制定するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長　湊　貴信

提案理由

由利本荘市老人福祉施設の健全な運営の財源に資する基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。

由利本荘市老人福祉施設財政調整基金条例（案）

（設置）

第1条 由利本荘市老人福祉施設の健全な運営の財源に資するため、由利本荘市老人福祉施設財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス事業特別会計予算（以下「予算」という。）に定める金額
- (2) 寄附金
- (3) 基金より生ずる収入

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

（処分）

第6条 市長は、基金の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（鳥海町老人福祉施設財政調整基金条例の廃止）

2 鳥海町老人福祉施設財政調整基金条例（平成6年鳥海町条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、前項の規定による廃止前の鳥海町老人福祉施設財政調整基金条例に基づく基金に属していた現金、その他の財産は、施行日においてこの条例に基づく基金に属するものとする。

議案第12号

由利本荘市組織条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市組織条例の一部を改正する条例

由利本荘市組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項中第5号を第6号とし、第6号を第5号とし、第14号を第16号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

（7） 広報に関すること。

（8） 広聴に関すること。

同条企画振興部の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市組織機構の改正を行うにあたり、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第13号

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年由利本荘市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「による通勤手当」の次に「及び当該月に支給することが困難な通勤手当として規則で定めるもの」を加え、「最初の月の」を「その」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に改め、「合計額）」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第22条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

別表第3の行政職給料表等級別基準職務表（行政職）中「、課長待遇」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

秋田県人事委員会勧告に準じて通勤手当の額等の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第14号

由利本荘市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（由利本荘市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第1条 由利本荘市職員等の旅費に関する条例（平成17年由利本荘市条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雜則（第21条—第28条）

附則

第2条第1項第1号中「領域をいう。」の次に「次号において同じ。」を加え、同項第2号中「以下」を「以下の号及び次章において」に改め、同項第3号中「在勤庁」を「在勤公署」に、「職員については」を「場合又は市の機関若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「在勤庁」を「在勤公署」に、「旧在勤庁」を「旧在勤公署」に、「新在勤庁」を「新在勤公署」に改め、同項第5号中「若しくはその扶養親族」及び「地」を削り、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者（届出をしないが）」を「内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、）」に、「以下」を「以下の号及び次号において」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

（8） 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4

第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の規則で定める者(以下この号において「旅行業者等」という。) であつて、市と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。) を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第3項中「第28条第4項(第16条第1項に該当する場合を除く。) 又は第29条の規定」を「第16条第1号、第3号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「、第4項」、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」及び「その出発前に」を削り、「以下」を「次条及び第5条において」に、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に、「市長が別に」を「規則で」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項」を削り、「第5項」を「第4項」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、「別に」を削り、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「市の機関又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載をし、当該事項を当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をすりとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載をしなかった場合には、できるだけ

速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第7条から第14条までを削る。

第15条第1項中「する者は」を「するもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に、「の支払」を「又は当該金額の支払」に、「以下」を「以下この条及び第27条において」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「の必要」を「又は旅費に相当する金額の必要」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「の様式及び必要な添付書類」を「及び必要な資料」に、「並びに」を「、記載事項、」に、「前項」を「第3項」に、「期間」を「期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 支払担当者等は、支払った概算払に係る旅費の支給を受ける旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第15条を第7条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、赴任経費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容

については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分

された船舶により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条第1項において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号に掲げる費用のうち自己又はその家族の私用に供する自動車その他の市長が認めるものによる移動に直接要する費用の額は、路程1キロメートルにつき規則で定める額とする。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(赴任経費)

第17条 赴任経費は、赴任先に到着後直ちに自宅等に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定める費用とし、その額は、規則で定める方法により算定される額の合計額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がそ

の移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第5節 その他の種目

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第3章を削る。

第41条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「、若しくは当該」を「又は」に、「、不当に」を「不当に」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第4章中同条を第25条とし、同条の前に次の4条を加える。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から10日（同号に該当する場合にあっては、1月）以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものと除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する費用を除く。）（赴任経費又は家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任経費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び渡航雜費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

第42条中「第47条」の次に「第1項若しくは第2項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

第42条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規

則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第43条の見出し中「委任」を「委任規定」に改め、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この」に、「に関し」「のため」に改め、同条を第28条とする。

第4章を第3章とする。

別表第1から別表第3までを削る。

(由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年由利本荘市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第5条を次のように改める。

(市長等の旅費)

第5条 市長等が公務のため旅行したときは、その旅行について、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する指定職職員等（次項第2号において「指定職職員等」という。）が同令の規定により支給を受ける旅費（同令第8条の規定によるその他の交通費、同令第13条の規定による着後滞在費、同令第14条の規定による家族移転費（その他の交通費、着後滞在費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）及び同令第15条の規定による渡航雑費に係る旅費を除く。）相当額の旅費を支給する。

2 市長等が公務のため旅行したときは、前項に規定する旅費のほか、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) その他の交通費 由利本荘市職員等の旅費に関する条例（平成17年由利本荘市条例第50号。以下この項及び次項において「旅費条例」という。）第12条の規定により職員が支給を受けるその他の交通費相当額

- (2) 赴任経費 旅費条例第17条の規定により職員が支給を受ける赴任経費（鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び家族移転費に相当する部分にあっては、指定職職員等が国家公務員等の旅費に関する法律施行令の規定により支給を受ける旅費）相当額
- (3) 家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。） 旅費条例第18条の規定により職員が支給を受ける家族移転費（その他の交通費及び渡航雑費に相当する部分に限る。）相当額
- (4) 渡航雑費 旅費条例第19条の規定により職員が支給を受ける渡航雑費相当額

3 市長等の旅費の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

別表第1を別表とし、別表第2及び別表第3を削る。

（由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年由利本荘市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「額」の次に「及び支給方法」を加え、「別表第2に定める額とする」を「の例による」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削る。

別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（由利本荘市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の由利本荘市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の旅費条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の由利本荘市職員等の旅費に関する条例（以下「改正前の旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に改正後の旅費条例第2条第3号に規定する旅

行命令権者が改正後の旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の旅費条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の旅費条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の旅費条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 改正後の旅費条例第27条の規定は、改正後の旅費条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第2条の規定による改正後の由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

7 第3条の規定による改正後の由利本荘市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行に鑑み、市が支給する旅費の種目及び内容について所要の規定の整備を行う等の必要があるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 15 号

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

由利本荘市コミュニティセンター条例（平成 17 年由利本荘市条例第 139 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表体育館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市高尾地区コミュニティセンターの体育館の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第16号

由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例

由利本荘市火葬場条例（平成17年由利本荘市条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表第1 由利本荘市由利斎場「安清苑」の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市由利斎場「安清苑」の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第17号

由利本荘市医師確保奨学資金基金条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市医師確保奨学資金基金条例の一部を改正する条例

由利本荘市医師確保奨学資金基金条例（平成23年由利本荘市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

由利本荘市医師確保奨学等資金基金条例

第1条中「医師」を「医師等」、「奨学資金事業」を「奨学等資金事業」、「由利本荘市医師確保奨学資金基金」を「由利本荘市医師確保奨学等資金基金」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

地域医療の充実に資することを目的として、医師の確保の他、看護師等の確保を図る看護師等確保修学資金貸付事業の健全な財政運営に資するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第18号

由利本荘市保健センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市保健センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市保健センター条例（平成17年由利本荘市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 渕 貴 信

提案理由

保健センター懇談会を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第19号

由利本荘市本荘福祉センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市本荘福祉センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市本荘福祉センター条例（平成17年由利本荘市条例第313号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

第2学習室・第4学習室・応接室	100円
-----------------	------

」を

「

第3学習室	100円
-------	------

」に改め、

講堂の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

由利本荘市本荘福祉センター貸室の一部廃止等に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第20号

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

由利本荘市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年1月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条中「乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し中「（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）」を「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改め、同条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「利用定員」を「利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その」を「その乳児等通園支援事業所の」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 21 号

由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市高齢者活動促進施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条、第 11 条関係)

区分	使用料				備考
	午前 8 時 30 分から午前 12 時まで	午後 0 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで	冷暖房料 (1 時間当たり)	
研修室（大）	1,050 円	1,050 円	1,570 円	100 円	営利又は営業目的のための使用若しくは市外のものの使用の場合、使用料の 200 パーセントの額とする。
研修室（和室）	730 円	730 円	1,050 円	100 円	
会議室	520 円	520 円	730 円	100 円	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の由利本荘市高齢者活動促進施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長　湊　貴　信

提案理由

由利本荘市高齢者活動促進施設の使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第22号

由利本荘市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市農村環境改善センター条例（平成17年由利本荘市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表第1由利本荘市鳥海直根農村環境改善センターの項を削る。

別表第2の2中「、鳥海直根」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市鳥海直根農村環境改善センターの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第23号

由利本荘市農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農林水産物直売施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市農林水産物直売施設条例（平成17年由利本荘市条例第325号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の事業」を「事業として農産物等の販売及び経理」に改め、同項各号を削る。

第9条中「及び食事の提供を受けようとする者」を削る。

第14条第2項第2号中「各号」を削る。

別表第1鳥海笹子生産物直売所の項を削る。

別表第2を次のとおり改める。

別表第2（第9条、第15条関係）

矢島農林水産物直売・食材供給施設、鳥海伏見生産物直売所

区分	使用の単位	使用料
売上額割	販売額	15パーセント以内

備考 売上額割にあっては、1円未満の端数があるときは1円未満の額を切り捨てる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市鳥海笹子生産物直売所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第24号

由利本荘市農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市農林水産物処理加工施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市農林水産物処理加工施設条例（平成17年由利本荘市条例第337号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
由利本荘市東由利農産物処理加工施設	由利本荘市東由利老方字四ツ眼22番地7
由利本荘市西目特產品加工施設	由利本荘市西目町出戸字浜山6番地1の内

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第15条関係）

1 東由利農産物処理加工施設

区分	使用料	摘要
漬物加工	330円	原料10キログラム当たり
菓子加工	220円	もち米1.5キログラム（1.8リットル当たり）
鴨鍋製造	330円	1時間当たり
包装室	330円	1時間当たり
その他	330円	1時間当たり
原材料保管庫	無料	
事務室・休憩室	無料	
資材置き場	無料	

2 西目特產品加工施設

区分	使用料	摘要
漬物室	310円	1時間当たり 漬物、染め物等
菓子製造室	310円	1時間当たり 菓子、ジャム等

包装室	160円	1時間当たり 手芸、リース等
粉引き室	520円	1箇月当たり
冷蔵庫	310円	1箇月当たり
倉庫	無料	

備考

- (1) 利用料金は、利用実時間（1時間未満は1時間）とし、準備及び後始末の時間は料金対象としない。
- (2) 特產品の研究開発を目的とした利用料金は無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市鳥海そば等加工提供施設、由利本荘市鳥海そば等乾燥調整施設及び由利本荘市鳥海農産物加工施設の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 25 号

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例の一部を改正する条例

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村条例（平成 17 年由利本荘市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表テニスコートの項及びバッティリーカーの項を削る。

別表第 2 の 2 の（2）の表歩くスキーの項を削る。

別表第 2 の 3 の表中

「

区分		使用料	備考
ケビン	日帰り	3, 800 円	6 人用 1 室につき
	1 泊	7, 490 円	
ケビン (温水シャワー 付き)	日帰り	4, 300 円	
	1 泊	8, 590 円	

」を

「

区分		使用料	備考
ケビン (温水シャワー 付き)	日帰り	4, 300 円	6 人用 1 室につき
	1 泊	8, 590 円	

」に改め、

ターゲットバードゴルフ用具の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市南由利原高原青少年旅行村の施設等の一部廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第26号

由利本荘市ふるさと資源活用センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ふるさと資源活用センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市ふるさと資源活用センター条例（平成17年由利本荘市条例第323号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

区分	使用の単位	使用料
直売コーナー	1月（1区画当たり）	104,760円
地場産品試食コーナー、調理実習室、配膳室	1月（左記施設全体）	158,670円
研修室	1室1時間当たり	840円
会議室	1室1時間当たり	730円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の由利本荘市ふるさと資源活用センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市ふるさと資源活用センターの使用料を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第 27 号

由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市簡易宿泊施設条例の一部を改正する条例

由利本荘市簡易宿泊施設条例（平成 17 年由利本荘市条例第 342 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中

「

名称	位置
展望コテージ（6棟）	由利本荘市矢島町城内字花立 96 番地 3
草原コテージ（6棟）	由利本荘市矢島町城内字花立 90 番地 5

」を

「

名称	位置
展望コテージ（6棟）	由利本荘市矢島町城内字花立 96 番地 3
草原コテージ（4棟）	由利本荘市矢島町城内字花立 90 番地 5

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

簡易宿泊施設 草原コテージ 2 棟の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第28号

由利本荘市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市B&G海洋センター条例（平成17年由利本荘市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号「アドバンスト・インストラクター」を「センター・インストラクター」に改める。

別表第1及び別表第2中「由利本荘市B&G由利海洋センター」を「由利本荘市由利B&G海洋センター」に、「由利本荘市B&G大内海洋センター」を「由利本荘市大内B&G海洋センター」に、「由利本荘市B&G西目海洋センター」を「由利本荘市西目B&G海洋センター」に改める。

別表第3中「由利本荘市B&G由利海洋センター」を「由利本荘市由利B&G海洋センター」に、「由利本荘市B&G西目海洋センター」を「由利本荘市西目B&G海洋センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市B&G海洋センターの名称を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第29号

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

由利本荘市道路占用料徴収条例（平成17年由利本荘市条例第229号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係） 道路占用料

占用物件	占用料	
	単位	料金（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年 530
	第2種電柱	810
	第3種電柱	1,100
	第1種電話柱	470
	第2種電話柱	750
	第3種電話柱	1,000
	その他の柱類	47
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年 5
	地下に設ける電線その他の線類	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 460
法第32条第1項第2号に掲げる物件	地下に設ける変圧器	占用面積1m ² につき1年 280
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年 940
	郵便差出箱及び信書便差出箱	390
	広告塔	表示面積1m ² につき1年 580
	その他のもの	占用面積1m ² につき1年 940
	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年 20
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	28
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	42
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	56
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	85
法第32条第1項第3号に掲げる施設	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	110
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	200
	外径が0.7m以上1m未満のもの	280
	外径が1m以上のもの	560
	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導地下に設けるもの

	線その他の線類			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	750	
	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1m ² につき1年	470 280 940
	その他もの			940
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1m ² につき1年	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290
	地下に設ける通路			180
	その他もの			940
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1m ² につき1日	6
	その他もの		占用面積1m ² につき1月	58
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき1月	58
		その他もの	表示面積1m ² につき1年	580
	標識		1本につき1年	750
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他もの	1本につき1月	58
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1m ² につき1日	6
		その他もの	その面積1m ² につき1月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
		その他もの		290
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備	占用面積1m ² につき1年	940	
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1m ² につき1月	58	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				94
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1m ² につき1年	Aに0.018を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下(トンネル) 階数が1のもの			Aに0.004を乗じて得た額

ルの上の地 下を除く。)に設けるもの	階数が 2 のもの	じて得た額 A に 0.006 を乗じて得た額
	階数が 3 以上のもの	A に 0.008 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.026 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.017 を乗じて得た額
令第 7 条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.017 を乗じて得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具		A に 0.026 を乗じて得た額
令第 7 条第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.034 を乗じて得た額
令第 7 条第 14 号及び第 15 号に掲げる施設		A に 0.034 を乗じて得た額

附 則 (施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の別表の規定は、施行の日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前から継続する道路の占用（同日以後にその期間を更新したものを含む。以下「継続占用」という。）に係る令和 5 年度以降の各年度の占用料の額については、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について条例第 2 条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該占用料額とする。
 - 令和 8 年度 改正前の別表により算出した当該継続占用に係る 1 年あたりの占用料の額に 1. 2 を乗じて得た額
 - 令和 9 年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に 1. 2 を乗じて得た額

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

道路法施行令の一部改正により道路占用料が改定されたため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第30号

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅設置条例（平成17年由利本荘市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

「

春の丘団地	同	1戸建5棟	由利本荘市岩城内道川字井戸 ノ沢34番地1	昭和56年度
-------	---	-------	--------------------------	--------

」を

「

春の丘団地	同	1戸建4棟	由利本荘市岩城内道川字井戸 ノ沢34番地1	昭和56年度
-------	---	-------	--------------------------	--------

」に、

「

小田団地A	同	1戸建5棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田536番地外	昭和63年度
-------	---	-------	--------------------------	--------

」を

「

小田団地A	同	1戸建4棟	由利本荘市矢島町城内字沖小 田536番地外	昭和63年度
-------	---	-------	--------------------------	--------

」に、

「

海浜団地	木造平	1戸建2棟	由利本荘市岩城内道川字烏森 150番地21	同
------	-----	-------	--------------------------	---

」を

「

海浜団地	木造平	1戸建1棟	由利本荘市岩城内道川字烏森 150番地21	同
------	-----	-------	--------------------------	---

」に

改める。

別表第5項中

「

緑ヶ丘集会所	集会所	木造平屋	由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森 25番地129	昭和58年度
鶴潟集会所	同	同	由利本荘市岩城二古字横砂子 1番地9	平成元年度
砂子下コミユニティセンター	同	鉄筋2階	由利本荘市砂子下15番地1	平成4年度

」を

「

緑ヶ丘集会所	集会所	木造平屋	由利本荘市岩城勝手字烏ヶ森 25番地129	昭和58年度
砂子下コミユニティセンター	同	鉄筋2階	由利本荘市砂子下15番地1	平成4年度

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

春の丘団地、小田団地及び海浜団地の一部並びに鶴潟集会所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第31号

由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例

由利本荘市営住宅管理条例（平成17年由利本荘市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項中「、鶴潟集会所」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市鶴潟集会所の用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第32号

由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市監査委員条例の一部を改正する条例

由利本荘市監査委員条例（平成17年由利本荘市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第33号

由利本荘市市民交流学習センター条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市市民交流学習センター条例の一部を改正する条例

由利本荘市市民交流学習センター条例（平成21年由利本荘市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 展示交流ホールの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市市民交流学習センター展示交流ホールの用途廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第34号

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市ガス事業、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年
由利本荘市条例第244号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条文を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第35号

由利本荘市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）

由利本荘市上水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（由利本荘市上水道事業給水条例の一部改正）

第1条 由利本荘市上水道事業給水条例（平成17年由利本荘市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

（由利本荘市ガス供給条例の一部改正）

第2条 由利本荘市ガス供給条例（平成17年由利本荘市条例第248号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次条ただし書」を「次条第2項」に改める。

第5条ただし書中「管理者が別に定める工事については、市が承諾した工事人（以下「簡易内管施工登録店」という。）に施工させることができる。」を「次に掲げる場合は、この限りでない。」に改め、同条に次の各号を加える。

（1） 市が指定する工事業者（以下「指定工事業者」という。）に施工させる場合

（2） 災害及びその他非常の場合において、市が他的一般ガス導管事業者（法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が指定した者に工事を施工させる必要があると認める場合

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市が別に定める工事については、市が承諾した工事業者（以下「簡易内管施工登録店」という。）に施工させることができる。

別表第6中「（第25条の2関係）」を「（第25条関係）」に改める。

(由利本荘市下水道条例の一部改正)

第3条 由利本荘市下水道条例（平成17年由利本荘市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同項」を「前項」に改める。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、特に管理者が認める場合のほか、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第27条第1項及び第2項中「前条第1項」を「第25条」に改める。

(由利本荘市集落排水施設条例の一部改正)

第4条 由利本荘市集落排水施設条例（平成17年由利本荘市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「同項」を「前項」に改める。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第18条第8号中「第5条第2項前段」を「同条第2項前段」に、「、第12条第2項第4号の規定による申請書」を削除する。

(由利本荘市浄化槽施設条例の一部改正)

第5条 由利本荘市浄化槽施設条例（平成17年由利本荘市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第10条中「告示第1号」を「告示第6号」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、特に管理者が認める場合のほか、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者等が給水装置、ガス供給施設及び排水設備等に関する工事を行うことができるよう、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第36号

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例

由利本荘市火災予防条例（平成17年由利本荘市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ」の前に「一般」を加え、同条第2項中「サウナ」の前に「一般」を加え、同条を第10条の2とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性

の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、
第2条（第1項第1号、第10号から第13号まで、第15号から第18号まで、第2

項第6号及び第3項並びに第4項を除く。) 及び第7条第1項の規定を準用する。

第12条の2第1項中「第71条第14号」を「第71条第15号」に改め、同条第2項中「発電池設備」を「発電設備」に改める。

第38条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第56条第1項中「令別表第1(16)項口に掲げる」を「小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。）及び令別表第1(16)項口に掲げる」に改める。

第71条中第18号を第19号とし、第9号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「サウナ」の前に「一般」を加え、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

議案第37号

由利本荘市農業者等健康増進施設条例を廃止する条例（案）

由利本荘市農業者等健康増進施設条例を廃止する条例

由利本荘市農業者等健康増進施設条例（平成17年由利本荘市条例第324号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市農業者等健康増進施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第38号

由利本荘市間伐材利用施設条例を廃止する条例（案）

由利本荘市間伐材利用施設条例を廃止する条例

由利本荘市由利本荘市間伐材利用施設条例（平成17年由利本荘市条例第331号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市間伐材利用施設の用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第39号

由利本荘市創作いきがいセンター条例を廃止する条例（案）

由利本荘市創作いきがいセンター条例を廃止する条例

由利本荘市創作いきがいセンター条例（平成17年由利本荘市条例第148号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市創作いきがいセンターの用途廃止に伴い、条例を廃止しようとするものである。

議案第 40 号

由利本荘市総合計画ゆりほん未来プラン基本構想及び基本計画の策定について

別冊のとおり由利本荘市総合計画ゆりほん未来プラン基本構想及び基本計画を策定する
ものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市総合計画ゆりほん未来プラン基本構想及び基本計画の策定にあたり、地方
自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定
に基づき議会の議決を得ようとするものである。

議案第 41 号

由利本荘市定住自立圏形成方針の変更について

別紙のとおり由利本荘市定住自立圏形成方針を変更するものとする。

令和 8 年 2 月 16 日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市定住自立圏形成方針の変更にあたり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

由利本荘市定住自立圏形成方針（案）

由利本荘市は、旧本荘市の本荘地域と、旧7町の矢島地域、岩城地域、由利地域、大内地域、東由利地域、西目地域及び鳥海地域で形成する「由利本荘市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った由利本荘市において、本荘地域と旧7町の各地域が相互に役割分担し連携する取り組みを積極的に推進することにより必要な生活機能の強化を図り、地域格差のない住民サービスを提供することで圏域全体を活性化させ、人口流出を防止し、本荘地域及び旧7町の各地域相互への人材の誘導を促進するために、定住自立圏を形成することに関する必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 由利本荘市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取り組みにおいて、本荘地域及び旧7町の各地域が相互に役割分担して連携を図りながら協働し、又は補完しあうこととする。

（連携する具体的な事項）

第3条 本荘地域と旧7町の各地域が相互に役割分担して連携を図りながら協働し、又は相互に補完しあう政策分野は、次の各号又は当該各号のAからEまでに掲げるものとし、その取り組みの内容並びに当該取り組みにおける本荘地域及び旧7町の各地域の役割は、それぞれ当該各号又は当該各号のアからウまでに規定するものとする。

（1）生活機能強化への取組

A 医療

ア 救急医療体制の維持確保

①取組の内容

圏域の二次救急医療体制を確保するため、圏域内の3救急告示病院（由利組合総合病院・本荘第一病院・佐藤病院）が、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者を受け入れるため、共同連携して対応する病院群輪番制病院運営事業について支援を行う。

また、事業費（分担金）についてはにかほ市との利用者割合により算定した額を負担する。

②本荘地域の役割

（a）病院群輪番制病院運営事業の機能維持及び充実のために必要な支援を行う。

（b）病院群輪番制病院運営事業が円滑に運営されるよう市民へのPR等情報提供による周知を図る。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 病院群輪番制病院運営事業が円滑に運営されるよう地域住民へのPR等情報提供による周知を図る。

イ 地域格差解消のための巡回診療体制の確保

①取組の内容

距離的な条件等により容易に医療機関を利用することができない無医地区等において巡回診療を実施するため、巡回診療所設置町内会へ会場管理等を委託し、安定した巡回診療体制を確保する。

②本荘地域の役割

(a) 巡回診療所設置町内会へ会場管理等を委託し、巡回診療体制の確保を図る。

③大内地域の役割

(a) 巡回診療が円滑に運営されるよう、地区住民に対し必要な情報を提供する。

ウ 医療提供体制の強化と地域医療人材の確保

①取組の内容

安心できる医療の確立のために、中核病院である由利組合総合病院の老朽化した医療機器を更新することで、圏域外へ搬送される患者を減らし、効果的な医療を可能とするため、必要な支援を行うとともに、看護師の安定的な確保を通じて地域医療体制の維持を図るため、由利本荘看護学校に対して必要な財政支援を講ずる。

②本荘地域の役割

(a) 医療機器更新に対する補助金を交付するとともに、病院が医療機器を更新した場合は、中核病院の医療機器更新による医療の向上について周知を図る。

(b) 由利本荘看護学校運営に対する補助金を交付するとともに、財政面や学生確保に対する支援について、引き続き県やにかほ市と協議する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 病院が医療機器を更新した場合は、医療機器更新による医療の向上について周知を図る。

(b) 地域医療を支える看護人材を確保するため、由利本荘看護学校の円滑な運営に資する情報を住民に提供する。

B 福祉

ア 就学期に向けた総合的な子育て支援

①取組の内容

乳幼児期から就学期にかけて、相談体制、地域の子育て支援、発達支援などを総合的に展開し、子どもが安心して成長し就学を迎える環境を整える。併せて、子どもの成長を地域全体で支え、保護者がゆとりをもって子育てできるよう、関係機関が連携して継続的に支援する。

②本荘地域の役割

(a) 子育て支援センターなどもプラザ、発達支援事業などの拠点機能を活かし、就学に向けた子どもの育ちと保護者支援を総合的に行う。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域

の役割

- (a) 子どもの所属機関と保健師等が連携し、成長や家庭状況を早期に把握し、必要な支援につなぐ体制を整える。

C 産業振興

ア 産学官金連携による地域産業の振興

①取組の内容

由利本荘市総合計画に基づき、雇用の場の創出を図るため「ものづくり」を担う人材育成を重点事項ととらえ、本荘由利産学共同研究センターが有する人材育成等の機能を拡充し、これまでの電子部品・デバイス製造業の産業集積に加え、将来性ある成長産業として輸送機関連産業や再生可能エネルギー産業等への進出を目指し取り組んでいる地域企業を戦略的に支援して、圏域内の新産業創造と集積力を高める。

②本荘地域の役割

- (a) 輸送機関連産業や再生可能エネルギー産業等の成長産業への進出を目指す地域企業を支援するとともに、地域企業間の事業連携に必要な情報の収集と調整機能を発揮する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

- (a) 地域企業の業務状況と技術力を細かく把握するとともに、本荘地域との連携により、圏域内の新産業創造に取り組む。

イ 観光の核となる鳥海山エリアの魅力強化

①取組の内容

鳥海山麓や周辺の自然・歴史・食文化など多様な観光資源や体験コンテンツを強化し、ターゲット及びテーマ別モデルコースを作成するとともに、鳥海ダム建設を踏まえた法体園地の環境整備や鳥海山信仰を起源とする民俗芸能の記録の充実を図り、観光市場や首都圏等への売り込みや情報発信を通して誘客を促進する。

②本荘地域の役割

- (a) 圏域全体の観光施設・観光資源を把握し、適切な観光ルートにおける観光事業団体との連携を進め、全国に向けた情報発信を行うとともに、首都圏など県外からの誘客の総合的窓口機能を果たす。

③矢島地域・由利地域・鳥海地域の役割

- (a) 法体園地や建設中の鳥海ダムなど、観光の核となる鳥海山エリアの観光魅力強化を図るため、地域の自然環境に配慮しつつ、観光施設の整備や効率的な管理を行い、本荘地域とともに全国に向けた情報発信を行うとともに、地域に根ざした行事等を開催する。

ウ 高付加価値農業導入支援事業

①取組の内容

米政策の転換により、産地間競争の激化や米価の不安定化が懸念される中、大規模化及び団地化を図り、野菜や花きの産出額を増加させることにより、農

家所得の向上や安定化を図る。

②本荘地域の役割

(a) 圏域全体の圃場や生産品目の状況を把握し、県、JA等の関連団体と連携しながら、より収益性の高い品目の効率的な生産や規模拡大を支援する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 関係機関と連携して、事業のニーズについての把握や各地域における園芸作物の規模拡大に向けた情報収集を図る。

D 教育文化振興

ア 図書館機能の充実とボランティア活動の推進

①取組の内容

中央図書館を中心とした図書館として、圏域内3図書館5公民館図書室を結ぶ「図書システムネットワーク」と図書館業務専用車両を活用し、図書資料の提供の迅速化や、各地域の図書施設の蔵書・環境整備を進め、圏域住民に対する均質な図書サービスの提供を行う。

圏域内小中学校との連携を進め、学校図書館の環境整備や図書資料の貸出等の支援を行い、生徒の読書と学習に関わる環境の整備を進める。

さらに、読み聞かせボランティアが活動する場と機会を提供し、地域間交流による読み聞かせ活動の一層の活性化を進める。

②本荘地域の役割

(a) 「周辺地域の図書館・公民館図書室」「圏域内小中学校図書館」等への支援や事業を行い、全域の図書サービスの拡充と支援体制の構築を推進する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) それぞれの地域に関する郷土資料や地域住民の要望を反映した資料の収集と提供を行うとともに、圏域内の全住民に提供する各種図書サービスを周知する活動を進める。

イ 民俗芸能・伝統芸能の伝承活動の振興と後継者育成

①取組の内容

本市内に数多く存在する民俗・伝統芸能を保存継承していくために、公開・公演の場を設けるとともに、相互交流を進めながら、団体の育成支援を行う。

②本荘地域の役割

(a) 各地域の保存会等の組織化や相互交流を推進し、伝承活動を継続するための記録保存や活動支援を実施する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 各伝統芸能保存団体と連携し保存伝承と後継者の育成を図る。

ウ コミュニティ・スクールの充実

①取組の内容

市内全小中学校における学校運営協議会を継続設置するとともに、中学校区

における地域運営協議会の充実を図り、より一層の地域住民の学校運営参画を推進することにより、学校統合で地区に学校が無くなった住民も、学校を主体的に支援し参画できる基盤を構築する。

②本荘地域の役割

- (a) 中学校区ごとに地域運営協議会を開催し、地域で共通して取り組む事項を確認するとともに、その実施に係る準備を支援する。
- (b) 学校運営協議会委員を任命し、その助言にあたり資質の向上を図るとともに、市コミュニティ・スクール連絡協議会を開催し、圏域全体の情報共有や、市全体で取り組む事項の確認を行う。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

- (a) 中学校区ごとに地域運営協議会を開催し、地域で共通して取り組む事項を確認するとともに、その実施に係る準備を支援する。

(2) 結びつきやネットワークの強化への取組

A 道路等の交通インフラの整備

ア 冬季の安全な道路交通確保事業

①取組の内容

冬期間の安全な道路交通の確保について道路除雪の基本方針を策定し、各地域の実情に応じて凍結防止剤散布車や除雪機械等を段階的に整備して効果的な除排雪作業を実施し、冬季における社会経済活動の安定と地域間交流を維持する。

②本荘地域の役割

- (a) 道路除雪の拠点として、各地域に対し除雪機械を適正に配置するとともに、局地的大雪で地域単独の除雪が困難になった場合は、他の地域から当該地域への応援除雪を指示する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

- (a) 本荘地域から応援除雪の指示があった場合、速やかに当該地域への応援除雪を実施するとともに、除雪機械の適宜更新を図りながら除雪機械の適正な配備と維持管理を図る。

イ 市域を結ぶ道路ネットワークの強化

①取組の内容

市民生活、産業活動に密接に関わる本荘地域と各地域を結ぶ生活幹線道路を整備し、国県道へのアクセスをスムーズにし、快適で安全安心な道路整備を図る。

②本荘地域の役割

- (a) 各地域及び地域間の交通状況や課題を把握し、全域を結ぶ道路ネットワークの強化を推進する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 地域内道路の維持と管理状況の把握を行い、地域住民へ道路に関する情報提供を図る。

B 地域公共交通

ア 地域公共交通サービスの維持確保と交通空白地域の解消

①取組の内容

既存の公共交通機関である鉄道、バスの維持確保を図るとともに、各地域の実情に応じたコミュニティバス等のフィーダー輸送により、都市機能集積地と周辺地域を結ぶ幹線路線へのアクセス向上を図る。

②本荘地域の役割

(a) 圏域全体の拠点として、都市機能を担う医療、福祉、商業、交流施設等をつなぐ循環型の交通ネットワークの形成を図るとともに、交通結節機能の強化を図る。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) コミュニティバス等によるフィーダー輸送により、地域の実情に応じた地域公共交通の維持確保や交通空白地域の解消に努め、都市機能集積地と周辺地域を結ぶ幹線路線へのアクセス向上を図る。

C デジタル・ディバイドの解消へ向けた I C T インフラ整備

ア 行かない市役所の構築

①取組の内容

文化・スポーツ施設等の利用予約や各種申請業務の電子申請システムなど、デジタル技術を活用した行政サービスの拡大を推進し、地域格差のない住民サービスの提供とともに、A I (人工知能)などのI C T技術の導入による業務の効率化を進め、サービスの迅速化と市民の利便性の向上を図る。

②本荘地域の役割

(a) 旧7町各地域の状況を踏まえ利用促進のP Rを行い、住民がわかりやすく各種手続やマイキープラットフォームの活用が出来るようにシステムの運用を行う。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

(a) 住民が気軽に利用できるように利用促進P Rを行う。

D 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

ア 地元産品加工体制の推進

①取組の内容

圏域内で生産された農林水産物を加工、販売する体制を整備することへの支援を行うことにより、農業者等の6次産業化への取り組みを推進する。

②本荘地域の役割

(a) 補助事業における募集や審査などの業務を担当するとともに、圏域全体の販売状況や、事業に対するニーズについて把握する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域

の役割

- (a) 事業のニーズについての把握、農産物直売施設等が有効活用されているかなどの情報収集を図る。

E 地域内外の住民との交流・移住促進

ア 移住・定住に関する取組の推進

①取組の内容

人口減少、少子高齢化等による地域を支える担い手の不足は、地域コミュニティ機能の低下や地域経済活動の停滞を招き、それにより地域活力を損なうことが懸念される。ウェブサイト等を活用した情報発信や、首都圏等での多様な移住イベントによる移住希望者の掘り起こしと個別相談、「無料職業紹介所」の運営による雇用のマッチング、結婚支援等により、移住・定住の促進につなげる。

②本荘地域の役割

- (a) 都市機能を備えた圏域中心地域として、暮らしの魅力、文化を発信し、職業紹介等を柱に移住の促進、定住につなげる。

- (b) 圏域中心地域としてあきた結婚支援センターの出張センターを設置し、独身者サポートの拠点地域の役割を果たすとともに、結婚サポーター、結婚支援団体等の活動が促進されるよう、意見交換、情報共有を行う場を創出する。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

- (a) 里山、里海の暮らしが楽しめる地域として、暮らしの魅力、文化を発信し、移住の促進、定住につなげる。

- (b) 結婚サポーターにより独身者へのサポート活動を行うとともに、あきた結婚支援センターへの入会を促進する。

(3) 圏域マネジメント能力の強化への取組

A 地域コミュニティの活性化

ア 町内会機能の維持と活性化

①取組の内容

コミュニティ活動推進事業に取り組み、人口減少・少子高齢化の中で、町内会等で起きている現状を見つめ、地域のあるべき将来像と、それに向かって「住民の力でできること」を話し合い、本来、町内会等が持っている力や機能の維持・活性化につなげる。

②本荘地域の役割

- (a) 圏域中心地域として町内会・自治会が必要とされる防災力・防犯力機能を中心維持・活性化を図る。

③矢島地域・岩城地域・由利地域・大内地域・東由利地域・西目地域・鳥海地域の役割

- (a) 人口減少のスピードを緩やかにするため、市外在住者や移住者を受け入れる仕組みや、若年世代の地域定着についての立案を中心に、町内会機能の維持・活性化を図る。

議案第42号

本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更について

別紙のとおり本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更するものとする。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部変更にあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

由利本荘市（以下「甲」という。）とにかほ市（以下「乙」という。）は、平成30年12月25日に締結した本荘由利地域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

（1）医療

病院群輪番制病院運営事業への支援	取組の内容	圏域内における休日・夜間の二次救急医療体制について、機能維持及び充実を図るために、共同で必要な財政措置を講ずるとともに、事業運営を支援する。
	甲の役割	乙と連携して、3救急告示病院と協議し二次救急医療体制の機能維持及び充実を図る。
	乙の役割	甲と連携して、3救急告示病院と協議し二次救急医療体制の機能維持及び充実を図る。
地域中核病院医療機器整備等支援事業	取組の内容	安心できる医療体制を確立するため、圏域の中核病院である由利組合総合病院の老朽化した医療機器の更新に対し補助を行い、圏域外へ搬送される患者の減少を図るとともに、効果的な医療の提供が可能となるよう、必要な支援を行う。
	甲の役割	乙と連携して、医療機器更新に対する補助金を交付するとともに、中核病院の医療の向上について周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して、医療機器更新に対する補助金を交付するとともに、中核病院の医療の向上について周知を図る。
由利本荘看護学校運営費補助事業	取組の内容	看護師の安定的な確保を通じて地域医療体制の維持を図るため、由利本荘看護学校に対して必要な財政支援を講ずる。
	甲の役割	乙と連携して、学校運営費に対する補助金を交付するとともに、財政面や学生確保に対する支援のあり方について協議を行う。
	乙の役割	甲と連携して、学校運営費に対する補助金を交付するとともに、財政面や学生確保に対する支援のあり方について協議を行う。

（2）産業振興

产学官金連携による地域産業の振興事業	取組の内容	地域の「ものづくり」を担う人材育成を重点事項ととらえ、本荘由利産学共同研究センターが有する人材育成等の機能を拡充し、これまでの電子部品・デバイス製造業の産業集積に加え、将来性ある成長産
--------------------	-------	--

		業として輸送機関連産業や再生可能エネルギー産業等への進出を目指し取り組んでいる地域企業を戦略的に支援し、圏域内の新産業創造と集積力を高める。
	甲の役割	乙と連携して、必要な情報収集などを行なながら、再生可能エネルギー関連産業や輸送機関連産業への進出を目指す地域企業を支援する。
	乙の役割	甲と連携して、必要な情報収集などを行ながら、再生可能エネルギー関連産業や輸送機関連産業への進出を目指す地域企業を支援する。
観光の核となる鳥海山エリアの魅力強化	取組の内容	鳥海山麓や周辺の自然・歴史・食文化など多様な観光資源や体験コンテンツを強化し、ターゲット及びテーマ別モデルコースを作成するとともに、鳥海ダム建設を踏まえた法体園地の環境整備や鳥海山信仰を起源とする民俗芸能の記録の充実を図り、観光市場や首都圏等への売り込みや情報発信を通して誘客を促進する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域全体の観光施設・観光資源を把握し、適切な観光ルートにおける観光事業団体との連携を進め、全国に向けた情報発信を行うとともに、首都圏など県外からの誘客促進を図る。
	乙の役割	甲と連携して、圏域全体の観光施設・観光資源を把握し、適切な観光ルートにおける観光事業団体との連携を進め、全国に向けた情報発信を行うとともに、首都圏など県外からの誘客促進を図る。
高付加価値農業導入支援事業	取組の内容	米政策の転換により、産地間競争の激化や米価の不安定化が懸念される中、大規模化及び団地化を図り、野菜や花きの産出額を増加させることにより、農家所得の向上や安定化を図る。
	甲の役割	乙と連携して、圏域全体の圃場や生産品目の状況を把握し、県、JA等の関連団体と連携しながら、より収益性の高い品目の効率的な生産や規模拡大を支援する。
	乙の役割	甲と連携して、圏域全体の圃場や生産品目の状況を把握し、県、JA等の関連団体と連携しながら、より収益性の高い品目の効率的な生産や規模拡大を支援する。

(3) 教育文化振興

民俗芸能・伝統芸能の伝承活動支援事業	取組の内容	圏域内に数多く存在する民俗・伝統芸能を保存継承していくために、公開・公演の場を設けるとともに、相互交流を進めながら、団体の育成支援を行う。
	甲の役割	乙と連携して、各地域の保存会等の組織化及び維持・

		活性化ならびに相互交流を推進し、伝承活動を継続するための記録保存や展示・公演等の活動を支援する。
	乙の役割	甲と連携して、各地域の保存会等の組織化及び維持・活性化ならびに相互交流を推進し、伝承活動を継続するための記録保存や展示・公演等の活動を支援する。

別表第2（第3条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

（1）地域公共交通

地域公共交通再編 推進事業	取組の内容	既存の公共交通機関である鉄道、バスの維持確保を図るとともに、各地域の実情に応じたコミュニティバス等のフィーダー輸送により、都市機能集積地と周辺地域を結ぶ幹線路線へのアクセス向上を図る。
	甲の役割	乙と連携し、圏域全体の拠点として、医療、福祉、商業、交流施設等の都市機能を担い、これらをつなぐ循環型交通ネットワークの形成及び交通結節機能の強化に向けた取り組みを中心的に担う。
	乙の役割	甲と連携し、医療、福祉、商業、交流施設等をつなぐ循環型交通ネットワークの形成及び交通結節機能の強化に取り組む。

（2）移住の促進

移住・定住促進事業	取組の内容	人口減少、少子高齢化等による地域を支える担い手の不足は、地域コミュニティ機能の低下や地域経済活動の停滞を招き、地域活力を損なうことが懸念されるため、ウェブサイト等を活用した情報発信や、首都圏等での多様な移住イベントによる移住希望者の掘り起こしと個別相談、「無料職業紹介所」の運営による雇用のマッチング、結婚支援等により、移住・定住の促進につなげる。
	甲の役割	乙と連携して、都市機能を備えた圏域中心市として、移住者・定住者に魅力ある地域を目指す。
	乙の役割	甲の医療、教育等の環境と連携しながら、圏域の魅力ある暮らし方を発信し、移住・定住の促進を図る。

別表第3（第3条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（1）人材育成等

職員の合同研修等 の実施	取組の内容	圏域内市職員の資質向上を図るため、合同研修をはじめとする各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内市職員の資質向上に資する各種事業において中心的な役割を担う。

乙の役割	甲と連携して、圏域内市職員の資質向上に資する各種事業に取り組む。
------	----------------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長 湊 貴信

乙 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長 市川 雄次

議案第43号

由利本荘市過疎地域持続的発展計画の策定について

別冊のとおり由利本荘市過疎地域持続的発展計画を策定するものとする。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

由利本荘市過疎地域持続的発展計画を定めるにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第44号

第5次由利本荘市行政改革大綱の策定について

別冊のとおり第5次由利本荘市行政改革大綱を策定するものとする。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

第5次由利本荘市行政改革大綱の策定にあたり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第45号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

- 1 財産の名称 由利本荘市川口コミュニティセンター
- 2 財産の所在 由利本荘市大内三川字熊野田 210 番地
- 3 財産の種類及び数量
 - (ア) 建物

所在	地番	種類	床面積 (m ²)
由利本荘市大内三川字熊野田	210 番地	集会所	99.37
 - (イ) 付帯設備一式

- 4 謙渡の相手方 由利本荘市大内三川字熊野田 190 番地3
川口町内会
会長 正木 幸一

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第46号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

1 財産の名称 勝手多目的集会施設

2 財産の所在 由利本荘市岩城勝手字大沢117番地1

3 財産の種類及び数量

(ア) 建物

所在	地番	種類	床面積 (m ²)
由利本荘市岩城勝手字大沢	117番地1	集会所	223.63

(イ) 附帯設備 一式

4 譲渡の相手方 由利本荘市岩城勝手字大沢117番地1

勝手自治会

会長 佐々木 榮市

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

議案第47号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

1 財産の名称 由利本荘市岩谷町8区集会施設

2 財産の所在 由利本荘市岩谷町字大宮田263番地1

3 財産の種類及び数量

(ア) 建物

所在	地番	種類	床面積 (m ²)
由利本荘市岩谷町字大宮田	263番地1	集会所	149.05

(イ) 附帯設備 一式

4 譲渡の相手方 由利本荘市岩谷町字大宮田263番地1
岩谷町八区町内会
会長 伊藤 真咲

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

財産を無償譲渡するにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものである。

由利本荘市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

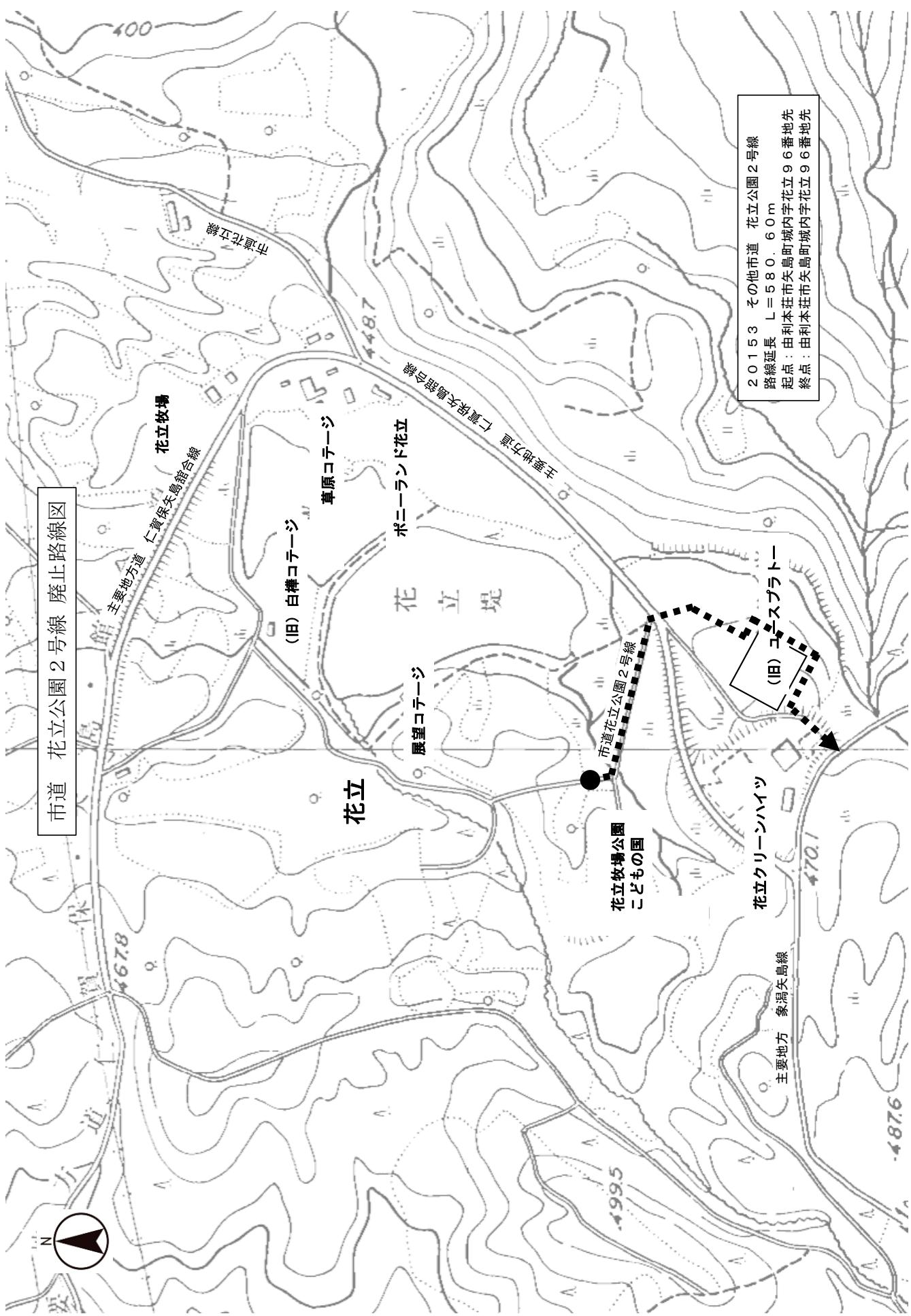
路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)
20153	花立公園2号線	由利本荘市矢島町城内字花立96番地先	由利本荘市矢島町城内字花立96番地先	580.60	小 5.0 大 8.1
20154	花立公園3号線	由利本荘市矢島町城内字花立56番2地先	由利本荘市矢島町城内字花立68番1地先	405.10	小 4.8 大 14.5

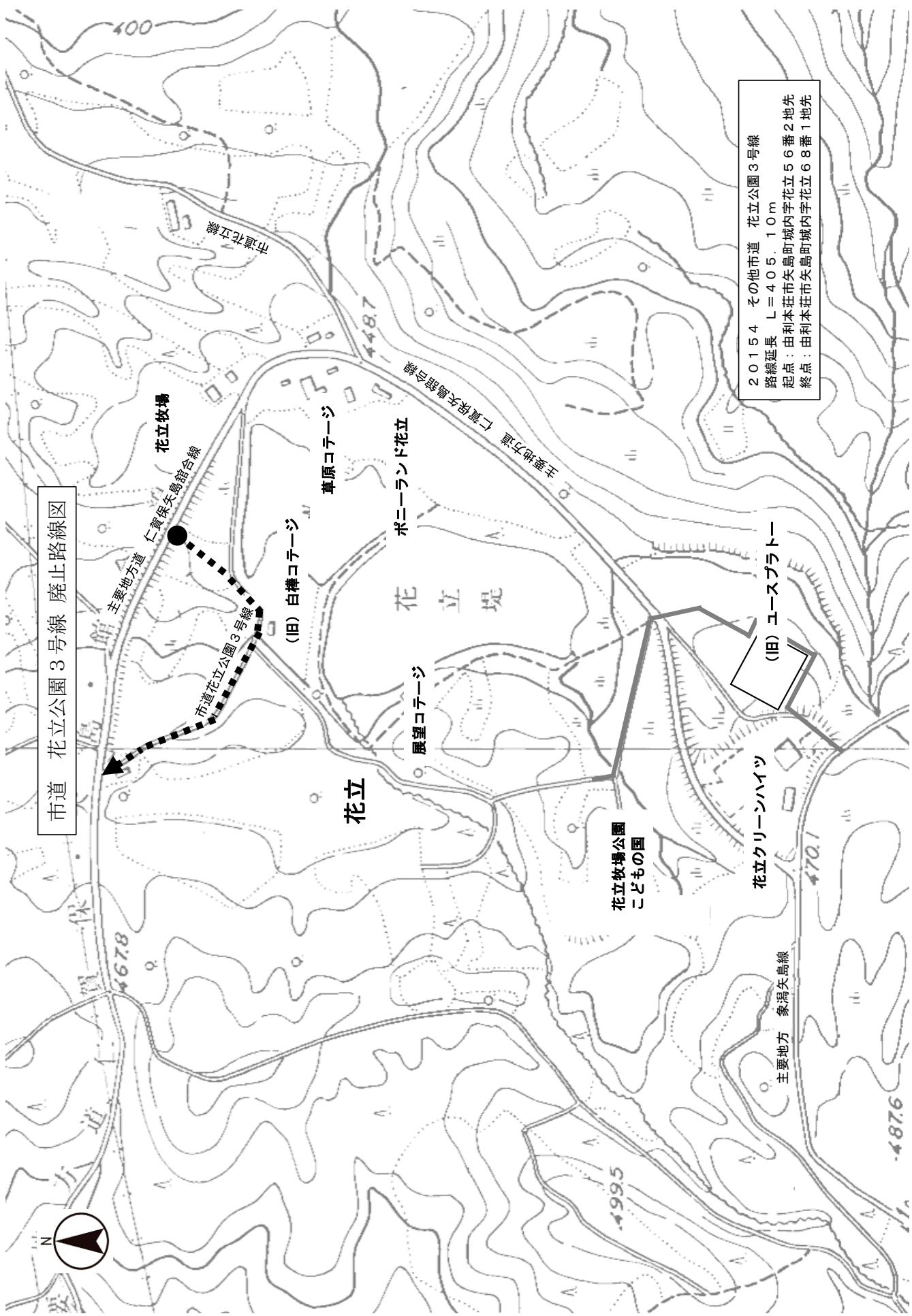
令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

公共施設廃止に伴う市道路線の見直しにより、廃止するものである。





議案第49号

令和8年度由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて

令和8年度由利本荘市スキー場運営特別会計は、スキー場運営のため、令和8年度由利本荘市一般会計から75,000千円以内を繰り入れる。

令和8年2月16日提出

由利本荘市長 湊 貴信

提案理由

特別会計への繰入れについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。